

家計調査《貯蓄・負債編》の概要

I 調査の概要

家計調査は、全国の世帯（学生の単身世帯等を除く。）を対象として家計収支の調査を行い、都市階級別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

家計調査は、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査として、家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）に従って実施している。

貯蓄・負債編は、「貯蓄動向調査」として1958年から2000年まで実施し、2002年に家計調査に統合され、現在の形になつた。詳細については、「7 沿革」を参照のこと。

1 調査の対象

家計調査は全国の世帯を調査対象としている。ただし、次に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (7) 外国人世帯

2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、2020年国勢調査の結果を用いた。

(1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化3段抽出法を用いた。第1次抽出単位として市町村、第2次抽出単位として調査単位区（原則として、2020年国勢調査のために設定された調査区で、隣接する2調査区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位として世帯をとった。

(2) 調査市町村の選定

全国を168層（1977年12月以前は170層）に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって各層から1市町村を選定した。

層別の方法は、次のとおりである。各都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市については、それぞれを1層とした。それ以外の人口5万以上の市については、次の基準によって74層に分割した。

ア 地方

- 北海道……… 北海道
- 東北……… 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東……… 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 北陸……… 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海……… 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿……… 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国……… 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国……… 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州……… 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄……… 沖縄県 10地方

イ 都市階級……… 人口15万以上の市（中都市）、人口5万以上15万未満の市（小都市A）の2階級

ウ 産業的特色（就業者総数に占める第1次及び第2次産業の就業者数の割合）

エ 世帯主が65歳以上の世帯数比率

オ 人口集中地区人口比率

カ 人口増減率（2015年から2020年までの5年間の人口増減率）

また、人口5万未満の市及び町村については、まず地方によって10地域に区分した後、更に地理的位置（海沿い、山地等）、世帯主が65歳以上の世帯数比率によって、42層に分けた。

1962年7月の拡大改正時には、1960年国勢調査の結果に基づいて層の設定を行ったが、その後の人口の移動、市町村の廃置分合、都市階級の変更などを補正するため、1968年、1972年、1978年、1983年、1988年、1993年、1998年、2003年、2008年、2013年、2018年及び2023年の12度にわたり国勢調査の結果などを用いて層の一部修正を行っており、1978年以降の層の数、すなわち調査市町村数は168となっている。

(3) 調査市町村の交替

家計調査の調査市町村については、1962年7月の拡大改正以来しばらくの間は固定して調査を実施し、その後1966年からは、定期的に町村の交替を行う一方、調査市は原則として固定していたが、2009年からは、定期的に市の交替も行うこととした。2023年の標本改正については、「付録5 標本改正における変更点（2023年）」を参照のこと。

(4) 調査世帯数の決定及び配分

《二人以上の世帯に対する調査》

調査世帯数の決定及び調査市町村への配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して行われた。

<結果利用上の観点>

- ア 全国平均及び世帯階層別（所得階層別、職業別など）月別増減率や、都市階級別平均及び地方別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。
- イ 都道府県庁所在市別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。

<実査上の制約>

- ア 1調査員が2単位区、12世帯を調査する。
- イ 調査世帯は6か月間調査され、7か月目に他の世帯と交替するが、その交替は1単位区、6世帯を単位として行われ、全国で毎月6分の1ずつ行う。

[参考：調査世帯数（二人以上の世帯）の割当]

- 各調査市町村の調査世帯数の割当ては、次の①から③までに掲げる手順による。
- ①全国の集計結果の精度を確保するために必要となる標本サイズ（約5,000世帯）を各調査市町村を含む層の母集団の世帯数に応じて調査世帯数を割り当てる。
 - ②地方別（北海道、沖縄以外）の集計結果の精度を確保するため、①によって割り振った調査世帯数の合計が400世帯未満の地方については、当該地方内の各調査市町村を含む層の母集団の世帯数に応じて調査世帯数を追加して割り当てる。
 - ③都道府県庁所在市及び政令指定都市について、各市の集計結果の精度を確保するため、①及び②の結果、96世帯に満たない市については調査世帯数を96まで追加する。
- 調査市町村に割り当てる調査世帯数及び抽出率は、表1のとおりであり、全体で8,076世帯となっている。なお、各調査市町村の調査世帯数等については「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の

世帯）」を参照のこと。

<単身世帯に対する調査>

単身世帯の調査は、世帯への依頼や調査票の配布及び回収などが二人以上の世帯に比べて難しいなど調査員の負担が大きいことから、次のようにしている。

- ア 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2単位区の中から、1世帯を調査する。
- イ 調査世帯は3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替するが、その交替は全国で毎月3分の1ずつ行う。
- ウ このほか、若年単身世帯のより的確な把握に資するため、寮・寄宿舎単位区を全国で12単位区設定し、それぞれの単位区から6世帯を無作為に選定する。一つの寮・寄宿舎は、6世帯が3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替する。

(5) 単位区の選定と交替

まず、調査市町村内の全域（2020年国勢調査調査区のうち、特別調査区「特別な施設のある地域等」、水面調査区「水上生活者がいる地域等」などを除く一般調査区全域）を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。分割された一つの地域が1調査員の担当する地域範囲となる。

分割した地域について、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。この抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。単位区は1年に1回交替し、ブロック内で単位区の交替が終わった場合は、次のブロックに進み、単位区の交替を同様に行う。

表1 調査世帯数の割当

地 域	調査市 町村数	二 人 以 上 の 世 帯		单 身 世 带 調 世 带 数
		調 査 世 带 数	抽 出 率	
全 国	168	8,076	—	745
人 口 5 万 以 上 の 市	—	—	—	—
東 京 都 区 部	1	408	1 / 5936	34
2 0 大 都 市	20	2,016	1 / 2007 ~ 1 / 7257	168
都 道 府 県 庁 所 在 市 (大 都 市 を 除 く。)	31	3,048	1 / 486 ~ 1 / 1678	254
上 記 以 外	74	2,100	1 / 1192 ~ 1 / 13120	175
人 口 5 万 未 満 の 市 及 び 町 村	42	504	1 / 1492 ~ 1 / 16976	42
单 身 の 寮 ・ 寄 宿 舎	(11)	—	—	72

※ 単身の寮・寄宿舎の調査市町村は、東京都区部及び20大都市に含まれる。

(6) 調査世帯の選定と交替

○二人以上の世帯

調査員は、選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住する全ての世帯をリストにした一般単位区世帯名簿を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労者・無職以外の世帯」別に、調査世帯抽出番号表（乱数表）を用い、調査世帯を選定する（2017年までは、「農林漁家世帯」、「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」別に選定した。）。なお、勤労者世帯、無職世帯及び勤労者・無職以外の世帯の割当調査世帯数は、単位区内の各区分の数に比例して6世帯をあん分する。

調査世帯は6か月間調査され、7か月目に同一単位区内で他の世帯と交替する。交替に先立つて調査員は再度単位区内を実地踏査し単位区世帯名簿を補正する。1年間調査すると単位区を交替する。

○単身世帯

二人以上の世帯と同様に、調査員は一般単位区世帯名簿を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、調査世帯抽出番号表（乱数表）を用い、調査世帯を1世帯選定する。寮・寄宿舎は、そこに居住する全ての世帯をリストにした寮・寄宿舎単位区世帯名簿を作成し、調査世帯抽出番号表（乱数表）を用いて、6世帯を選定する。

3 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を実施部局として、次の流れにより行っている。

総務大臣→都道府県知事→統計調査員（指導員）→統計調査員（調査員）→調査世帯

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は、原則として6か月間継続して調査され、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は1年間調査され、毎月12分の1ずつが新たに選定された単位区と交替する。単身の調査世帯は、原則として3か月間継続して調査され、毎月3分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。

(3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の4種類の調査票（「付録3 調査票の様式」）を用いて行う。なお、2018年1月からオンライン調査を実施している。

ア まず、調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」によって、調査員が質問して調査する。

イ その後、6か月間（単身は3か月間）、勤労者世帯及び無職世帯については家計上の収入及び支出を、勤労者・無職以外の世帯については家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」に記入又は入力する。

記入又は入力は、品目ごとに、支出金額のほか購入数量（二人以上の世帯のみ。なお、2002年からの食料の数量は、記入開始1か月目のみ。）も記入又は入力する。購入数量のうち、1山、1皿、1袋、1尾などの単位で買った場合には、総務省統計局から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1か月を2

期に分け、オンライン回答世帯以外は、月2冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が取集する。

ウ 記入開始後1か月目の後半に調査世帯が「年間収入調査票」に記入又は入力することによって記入開始月を含む過去1年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3か月目の前半に調査世帯が「貯蓄等調査票」に記入又は入力することによって、その月の1日現在の貯蓄や負債の現在高を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1か月間の家計費総額を「準調査世帯票」（「付録3 調査票の様式」）によって調査員が質問して調査する。

4 集計方法

(1) 集計の手順

調査票は調査員が取集又は調査世帯がオンラインで提出し、都道府県で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）で受け付けた後、貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置（OCR）で読み取り又はオンライン回答の読み込みにより、データ入力及び内容審査を行い、集計される。

なお、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計され、その項目数は約550項目に上る。

(2) 推定式

二人以上の世帯の家計収支、貯蓄及び負債の全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの486分の1（2023年標本改正）になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる12か月分の平均）を基に地方（10区分：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）、世帯人員（4区分：2人、3人、4人、5人以上）別に調整係数の補正（事後層化）を行つて推定している。

月平均の推定式は下式のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する。なお、2007年までの二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の月別結果については、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の月別結果で用いる農林漁家世帯を含む世帯数を基に作成した市町村別調整係数とは別に、農林漁家世帯を除く世帯数を基に作成した市町村別調整係数を用いて推定していた。

【式】二人以上の世帯

$$\bar{X} = \frac{\sum_{i} \sum_{j} \sum_{k} \sum_{l} X_{ijkl} \cdot \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot C_{ik}}{\sum_{i} \sum_{k} W_{ik}}$$

$$C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot P_{ijk}}$$

$$* 1 \leq \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \leq 2 \text{ とする。}$$

\bar{X} : ある品目の全国平均支出金額 (二人以上の世帯)

X : "ある世帯での支出金額

α : 調整係数 (調査市町村別)

N : 調査世帯数

P : 集計世帯数

C : 補正係数

W : 調査対象世帯数 (二人以上の世帯、労働力調査の推定値)

i : 地方10区分

j : 調査市町村

k : 世帯人員4区分

l : 世帯 (二人以上の世帯)

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである。また、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

なお、中央値（中位数）を求める際には、特に断りのない限り、金額が「0」の世帯は含めていない。

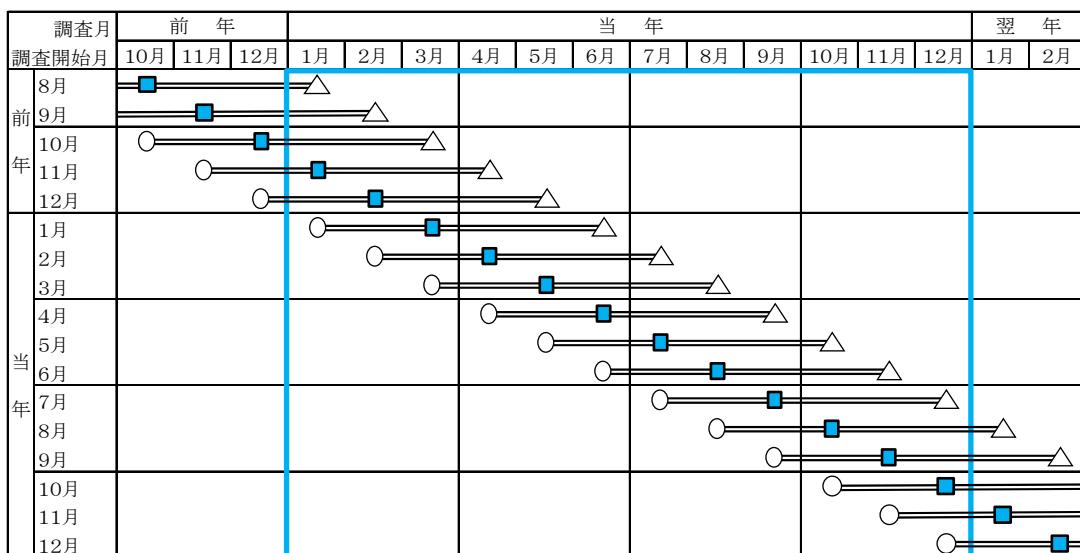
総世帯及び単身世帯の家計収支の推定式等については、別冊の「家計調査年報《I 家計収支編》」を参照のこと。

(3) 貯蓄及び負債額の推定に用いる数値

貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在で調査する。前記(2)の推定に当たっては、この金額を調査期間中（6か月間）の当該世帯の貯蓄及び負債額とみなして、当該集計期間に家計収支に関する調査を行っている世帯を対象として各月平均値を集計し、それを単純平均することによって四半期平均及び年平均を算出している。

したがって、2023年平均とは、下図のとおり、2023年の各月に家計収支に関する調査の対象となった世帯の調査開始3か月目の貯蓄・負債現在高の12か月平均である。そのため、例えば、2023年1月の貯蓄・負債現在高には、1月に調査を終了した世帯の2022年10月現在の貯蓄・負債現在高が含まれ、2023年12月の貯蓄・負債現在高には、12月に調査を開始した世帯の2024年2月現在の貯蓄・負債現在高が含まれている。

図 家計調査(貯蓄・負債編)の集計対象世帯



○印…調査開始月

△印…調査終了月

■印…貯蓄・負債現在高調査月

※貯蓄現在高及び負債現在高については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在の金額。

この金額を調査期間中(6か月間)の当該世帯の貯蓄現在高及び負債現在高としている。

枠線で囲まれた世帯が、当該年における集計対象世帯となる。

なお、2023年平均における集計世帯数は5,392世帯である。

(4) 推定値の標本誤差

毎月分の集計データを用いて、2023年平均値に対する標本誤差の推計を行った結果は表2のとおりである。

表2 二人以上の世帯の貯蓄及び
負債現在高の標準誤差率 (%)

地方	貯蓄現在高	負債現在高	集計世帯数
全国	1.4	2.0	5,392
北海道	7.0	9.0	191
東北	5.7	6.2	602
関東	2.4	3.3	1,359
北陸	6.0	7.2	434
東海	3.8	6.2	506
近畿	3.6	5.0	728
中国	4.7	7.7	453
四国	5.6	8.1	328
九州	3.8	6.2	679
沖縄	18.4	19.0	112

$$(注) \text{ 標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{標本平均値}} \times 100$$

5 結果表

(1) 概要

調査結果には、家計収支に関する調査の結果である「家計収支編」と、貯蓄・負債に関する調査の結果である「貯蓄・負債編」の大きな二つの区分がある。2023年の貯蓄・負債編の結果表は、「付録4 結果表一覧」に示しているとおりである。貯蓄・負債編では貯蓄・負債現在高等の結果表のほか、貯蓄・負債現在高階級別に家計収支の用途分類の結果表も集計している。また、結果表は、四半期ごとに集計するものと、年1回だけ集計するものとに分けられる。

(2) 地域区分

結果表章で最小単位の地域区分は市町村であり、この市町村別の結果をまとめて、都市階級別、地方別の結果を集計している。

都市階級の分類基準は、次のとおりである。

- 大都市……………政令指定都市及び東京都区部
(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
東京都区部、横浜市、川崎市、相模原市、
新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、
京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、
広島市、北九州市、福岡市、熊本市)
中都市……………大都市を除く人口15万以上の市
小都市A……………人口5万以上15万未満の市
小都市B・町村…人口5万未満の市及び町村

人口の大きさは2020年国勢調査時のものである。ただし、二人以上の世帯では2007年12月まで小都市B・町村を「小都市B」、「町村」として表章していた。

なお、調査市がどの都市階級に属しているかは、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の世帯）」に掲載されている。

地方の分類基準は次のとおりである。

- 北海道……………北海道
東北……………青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県
関東……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県
北陸……………新潟県、富山県、石川県、福井県
東海……………岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿……………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県
中国……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県
四国……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄……………沖縄県

6 結果の公表

(1) 結果の種類

調査結果は、前述のとおり家計収支編と貯蓄・負債編の二つに大きく分かれ、貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しており、「農林漁家世帯を含む」結果と「農林漁家世帯を除く」結果の2系列があったが、2008年から「農林漁家世帯を除く」結果を廃止した。

家計収支編はさらに、総世帯、二人以上の世帯、単身世帯の3区分に分かれる。二人以上の世帯の結果については、2000年からの系列で「農林漁家世帯を含む」結果と1963年から2017年まで比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。なお、2008年から「農林漁家世帯を除く」結果を大幅に縮減し、2018年から、抽出区分の変更に伴い、全て廃止した。総世帯の結果は、家計調査の全ての調査対象（二人以上の世帯と単身世帯）を統合した結果である。

(2) 結果の公表時期及び刊行物

貯蓄・負債編の結果は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の4か月後（10～12月期平均結果を除く）に公表している。一方、家計収支編の結果のうち、二人以上の世帯の結果については、原則として調査月翌々月上旬に公表し、「家計調査報告」としてホームページに掲載している。また、総世帯及び単身世帯は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の翌々月上旬に、二人以上の世帯の結果と同時に公表している。

年報として、総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯の家計収支編の年平均結果を中心に収録する「家計調査年報《I 家計収支編》」並びに二人以上の世帯の貯蓄・負債編の年平均結果を中心に収録する「家計調査年報《II 貯蓄・負債編》」を刊行している。

7 沿革

戦後、我が国が復興から高度成長へと向かい国民生活が安定するにつれて、企業の投資の資金源となる家計貯蓄に関心が集まるようになってきた。そのため、1950年代になると、世帯の貯蓄行動及び保有金融資産に関する幾つかの世帯調査が開始されることとなった。しかし、どの調査においても家計と貯蓄の関係について十分な情報を得ることができなかった。

また、当時我が国の貯蓄率が国際的にみて極めて高く、世帯の貯蓄行動が注目を集めていたこともあり、新たな世帯調査により家計と貯蓄の関連を詳細に把握する必要性から貯蓄動向調査が実施された。

貯蓄動向調査は、1958年2月と1959年12月に、家計における貯蓄の動向を明らかにすることと、調査方法の検討資料を得ることを目的として試験的に実施され、1960年から毎年12月に実施されるようになった。1962年には調査対象地域が全国の市町村に拡大(拡大改正)され、それ以降も調査票の統合や調査事項の見直しなど何回かの改正を行いながら、家計調査の附帯調査として2000年まで毎年実施された。

2002年1月からは、消費動向を分析する上で、貯蓄及び負債の保有状況と関連させた家計収支の実態を明らかにする必要があるとの要請が高まってきたことから、貯蓄動向調査を家計調査に統合し、二人以上の世帯における貯蓄及び負債の状況について現在の形で実施されることになった。

2018年1月からは、抽出区分を変更し、オンライン調査を導入した。オンライン調査は、調査単位区の更新に伴い順次導入し、2019年12月までに全ての単位区に導入した。

2019年4月に、法律改正による法人の名称改正に伴い、貯蓄等調査票の「郵便貯金・簡易生命保険管理機構(旧日本郵政公社)」の名称を「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更した。

2019年8月に、投資信託の多種化により、有価証券の内訳をより適切に把握するため、貯蓄等調査票の「貸付信託・金銭信託」「株式・株式投資信託」「債券・公社債投資信託」の3区分を「貸付信託・金銭信託」「株式」「債券」「投資信託」に再編した。なお、2019年8月から2021年2月までは、集計のための経過措置として「投資信託のうち公社債投資信託」も併せて調査した。

2020年4月から、災害等の発生に伴い、調査世帯と対面しない方法により調査票の配布・取集が必要となる場合が想定されるため、特例的に郵送による調査を実施することを可能とした。

2021年3月に、郵政民営化(2007年)から時間が経過したため、ゆうちょ銀行と他の金融機関を区別して把握する意義を検討し、貯蓄等調査票の「ゆうちょ銀行」と「銀行」を統合することにした。これに伴い、2021年分の結果表から、表章項目の一部を以下のとおり変更した。

- ・「通貨性預貯金」及び「定期性預貯金」の内訳(「普通銀行等」及び「郵便貯金銀行」)を削除
- ・有価証券の内訳を「貸付信託・金銭信託」「株式」「債券」「投資信託」に変更

なお、2020年分の結果については、変更前の表章項目により集計した結果表のほか、変更後の表章項目に組み替え

て集計した結果表も作成した(本報告書に掲載している2020年の数値は組み替えた結果である。)。

II 用語の説明

1 貯蓄

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

(1) 金融機関等への貯蓄

① 通貨性預貯金

ゆうちょ銀行の通常貯金、銀行及びその他の金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合など）の普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。

② 定期性預貯金

ゆうちょ銀行の定期貯金及び定期貯金、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の定期郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金、銀行及び他の金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

③ 生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険（火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの）、農業協同組合の養老生命共済及び郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている簡易生命保険などをいう。

④ 有価証券

株式、株式投資信託、債券などをいう。債券には、公債と社債があり、公債には国が発行する債券（国債）や、都道府県など地方公共団体が発行する債券（地方債）などが含まれる。社債には銀行などの金融機関や、事業会社が発行する債券が含まれる。

(2) 金融機関外への貯蓄

社内預金、勤め先の共済組合等への預貯金などをいう。ただし、たんす預金は含めない。

(3) (再掲) 年金型貯蓄

生命保険会社の個人年金保険、財形年金貯蓄及び個人年金信託などの年金型貯蓄をいう。また、簡易生命保険のうち年金商品（旧郵便年金）も含める。公的年金（厚生年金及び国民年金）や企業年金は含めない。

(4) (再掲) 外貨預金・外債

ドルなど外国通貨建ての預金、株式、債券、投資信託、保険をいう。なお、外国の機関が発行する債券、投資信託であっても円建でのものは含めないが、二重通貨建てのもの

の（デュアルカレンシー債、リバースデュアルカレンシー債など）は含める。

2 負債

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の未払残高など金融機関外からの借入金残高の合計をいう。

なお、負債は世帯全体の負債であり、個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

(1) 住宅・土地のための負債

住宅を購入、建築又は増改築（修繕等工事も含む）したり、土地を購入するために借り入れた場合の借入金残高をいう。

(2) 住宅・土地以外の負債

生活に必要な資金、事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合で、「(3) 月賦・年賦」以外の借入金残高をいう。

[借入先]

公的機関	住宅金融支援機構、都市再生機構、住宅供給公社、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫など）、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構などをいう。
------	---

民間機関	銀行、信用金庫・信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、生命・損害保険会社などをいう。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を含む。
------	---

その他	社内貸付、勤め先の共済組合、サラリーマン金融、信販会社、質屋、親戚・知人などをいう。
-----	--

(3) 月賦・年賦

乗用車、電化製品、衣類など月賦・年賦で購入した場合の未払残高をいう。

3 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といいます。

ここでは主な収支項目について説明する。

(1) 収入

実収入……いわゆる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

実収入以外の受取（繰入金を除く）……言わば「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。

繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。

受取……「実収入」のほか、「実収入以外の受取（繰入金を除く）」、前月からの「繰入金」を含み、「支払」と一致している。

(2) 支出

実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。

消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常生活を営むに当たり必要な財やサービスを購入して実際に支払った金額である。

非消費支出……直接税や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出である。

実支出以外の支払（繰越金を除く）……言わば「見せかけの支出」であり、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加、負債の減少を伴うものである。

繰越金……当月末における世帯の手持ち現金である。

支払……「実支出」、「実支出以外の支払（繰越金を除く）」、翌月への「繰越金」から成り、「受取」と一致している。

(3) その他

可処分所得……「実収入」から直接税、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

黒字……「実収入」と「実支出」との差であり、マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険料」の合計から「預貯金引出」と「保険金」の合計を差し引いたものである。

金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

4 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費（用途分類による）の割合である。

黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。

平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。

金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。

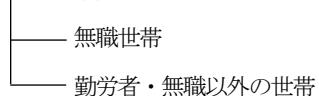
平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

5 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では施設等の世帯及び学生の単身世帯等を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を、その世帯の家計上の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。

全ての世帯



「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者・無職以外の世帯」とする。

「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。例えば、年金、恩給、仕送り金、保険金、財産収入等により家計を営んでいる世帯をいう。

「勤労者・無職以外の世帯」とは、勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯をいう。

なお、勤労者・無職以外の世帯の収入は、年間収入しか調査されていないので、消費支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人、営業上の使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても別居中の、家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」、「産業」、「企業規模」は、世帯主の就業状態によるものである。なお、「企業規模」は勤め先の企業の従業者数の多さによって分類している。

世帯類型……世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみの世帯または夫婦と未婚の子供のいる世帯」を始め、「両親と子供夫婦または未婚の孫から成る世帯」、「母親と20歳未満の子供のみの世帯」など家計分析に有効なように世帯を区分している。

6 調整集計世帯数

調査世帯数の決定は、結果利用上の観点、実査上の制約を考慮して行われている（詳細については、「I 調査の概要 2 (4) 調査世帯数の決定及び配分」を参照のこと。）。そのため、調査世帯の抽出率は全国一律ではない。

例えば、2020年国勢調査結果に基づく2023年標本改正では、東京都区部では抽出率が1/5936であるが、抽出率の最も高い層（市町村）は1/486となっている。集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると、東京都区部のように抽出

率の低い地域の実態が過小評価されることとなる。そこで、各地域ごとに係数（調整係数という。）を乗じて集計している。こうした抽出率調整などを行った世帯数の和が調整集計世帯数である。

便所の専用、共用の別は問わない。

7 世帯数分布（抽出率調整）

各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したもので、1万分比又は10万分比で表章される。これにより、母集団の世帯分布を知ることができる。

8 年間収入階級と五分位、十分位階級

「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは、集計の対象となる全ての世帯を各月の世帯主の定期収入又は世帯の年間収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分して五つのグループを作った場合の各グループのことで、収入の低い方から順次第I、第II、第III、第IV、第V五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に貯蓄や負債の現在高をみたり、所得の格差の動きをみたりする際に有用である。

「十分位階級」は、上記と同じ要領で十等分した場合の十のグループのことである。

9 貯蓄現在高五分位階級

貯蓄現在高五分位階級とは、貯蓄現在高不詳の世帯を除き、貯蓄現在高の少ない世帯から多い世帯へと順に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分したもので、少ない方から順次第I、第II、第III、第IV、第V五分位階級という。

10 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があっても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が住民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、

III 産業分類表

種類	基準	内容例示
建設業	注文又は自己建設によって、建設工事を施工する事業所	土木工事業、道路舗装工事業、建築工事業、建売業(自己施工)、屋根工事業、建物塗装業、解体工事業、建築リフォーム工事業、電気工事業、配管工事業、冷暖房設備工事業、大工・とび工事業、左官業など
製造業	食品工業、繊維工業、木工業、印刷業、製本業及び化学工業並びに金属製品、機械器具などの製品を製造して卸売する事業所	食料品製造業、調味料製造業、製粉業、たばこ製造業、製糸業、紡績業、衣服身の回り品製造業、製材業、新聞・出版社(印刷のみ)、石けん・合成洗剤製造業、自動車製造業、電気製品製造業、鋳物製造業、機械製造業、船舶製造業、玩具製造業、プラスチック製品製造業など
情報通信業	情報の伝達、情報の処理、提供などのサービス、インターネットに付随したサービス及び伝達を目的とした情報の加工を行う事業所	電話業、放送業、情報処理・提供サービス業(興信所を除く)、ソフトウェア業、計算センター、プロバイダ、映画・ビデオ制作業、レコード会社、新聞・出版社(主として発行、出版を行う)、ニュース供給業、貸スタジオ(映画撮影・録音用)、広告制作業(印刷物に係るもの)など
運輸業、郵便業	鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運送業、倉庫業及びこれらに附帯するサービスを行う事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所	鉄道業、乗合バス業、宅配便業、自動車運送業、タクシー業、水運業、航空運送業、倉庫業、荷役業、こん包業、有料道路料金徴収業、郵便業など
卸売業、小売業	卸売業(仕入れ卸)、小売業、製造小売業など商品を売買する事業所	貿易商社、木材問屋、仲買業、百貨店、酒店、調剤薬局、書店、たばこ店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、新聞販売店、インターネット販売など
金融業、保険業	銀行、信託業、金融商品取引業、商品先物取引業などの金融業及び保険業	銀行、信託業、金融公庫、信用農業協同組合連合会、質屋、金融商品取引業、生命保険業、損害保険業、クレジットカード業、農業共済組合など
学術研究、専門・技術サービス業	学術的研究などを行う事業所及び専門的な知識・技術を提供する事業所	法律事務所、獣医業、建築設計業、デザイン業、写真業、興信所、自然科学研究所、高層気象台、広告代理業など
宿泊業、飲食サービス業	宿泊、その場所で飲食させる事業所及び客の注文によって飲食料品の調理をし提供(持ち帰り又は配達)する事業所	食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料亭、バー、酒場、旅館・ホテル、下宿業、簡易宿泊所、持ち帰り弁当屋、宅配ピザ屋など
教育、学習支援業	学校教育又は教養、技能、技術などを教授する事業所及びその他の教育に関する事業所	学校(専修・各種学校を含む)、幼稚園、美術館、動物園、図書館、職業訓練施設、学習塾、個人教授所、ダンス教室、職員教育施設・支援業など
医療、福祉	医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所	病院、診療所、保健所、福祉事務所、保育所、老人ホーム、健康保険組合、介護事業など
他のサービス業	個人又は事業所に対してサービスを提供する他の産業に分類されない事業所 ※「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合わせたもの	洗濯業、理・美容業、旅行業(旅行代理店)、冠婚葬祭業、宝くじ売りさばき業、金券ショップ、映画館、競馬場、遊園地、カラオケボックス、家事代行サービス業、フィットネスクラブ、郵便局、簡易郵便局、農・漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、廃棄物処理業、政治団体、神社、外国公館など
公務	国、都道府県庁、市区役所、町村役場で、立法事務、司法事務及び行政事務を行なう官公署 (注)の2参照	国家事務、国会、税務署、裁判所、刑務所、ハローワーク(公共職業安定所)、自衛隊、地方事務、都道府県庁、都道府県地方事務所、区役所、町役場、警察署、消防署、地方気象台・測候所など
その他	以上の各産業に分類されないもの(「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」)及び所属産業のないもの	「農業、林業」、「漁業」〔米作農業、酪農業、植木業、森林管理署、養殖業など〕 「鉱業、採石業、砂利採取業」〔金属鉱業、石炭鉱業、石油鉱業、採石業、砂利採取業、鉱山内運搬請負業など〕 「電気・ガス・熱供給・水道業」〔電力会社、ガス会社、水道局・部・課、下水道局、下水処理場、地域暖冷房業など〕 「不動産業、物品賃貸業」〔貸事務所業、貸家業、貸間業、建売業(他人施工)、土地売買業、不動産仲介業、駐車場業、マンション管理業、リース業など〕 日雇いなどや所属産業のないもの、無職

(注) 1. 「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」による。

2. 官公署であっても、他の産業の基準欄に示した業務を行う機関は、「公務」以外の該当する産業に分類する。

IV 家計調査職業分類表

世帯区分	職業区分	種類	基準	内容例示
勤労者世帯	1	常用労務作業者	官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者	仕上工、検査工、製図工、分析工、見習工、工事人、印刷工、塗装工、電車運転士、自動車運転手、航海士、車掌、配達員、集金人、警備員、守衛、用務員、清掃員、新聞販売人、ダンサー、ウェイター、大工、とび職、左官、理容師、介護士、ホームヘルパー、保育助手、販売店員、映写技師など
	2	臨時及び日々雇労務作業者	官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者	執行役員、会計事務員、一般事務員、仕入主任、人事係長、課長、営業、所長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、校長、教員、警察官、消防士、保線区長、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、研究者、機械技術者、電気技術者、大学助手、パソコン等操作員、電話交換手、鉄道専務車掌、通信士、カメラマン、看護師、写真師、外交員、デザイナー、保健師、ケアマネージャー、看護助手、歯科助手、動物看護師、講師、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、図書館司書、速記者など
	3	民間職員	民間の鉱山、工場、会社、商店、病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係を含む。 なお、「7」に分類する者は除く。	たばこ店主、魚店主、菓子店主、洋品店主、写真店主、染物店主、質店主、理髪店主、表具店主、行商、ブローカー、大工、庭師、アパート経営者、個人タクシー運転手など
	4	官公職員	官公庁又は官公立の病院、学校などに勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係は民間とする。 なお、「7」に分類する者は除く。	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パチンコ店経営者、食堂経営者、不動産業経営者など
勤労者世帯以外その他世帯	5	商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業主 なお、「6」に分類する者は除く。	農耕作業者、養蚕作業者、養畜作業者、伐木作業者、育林作業者、漁ろう作業者、あま、海草・貝採取作業者、水産養殖作業者など
	6	個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者	社長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、長官、事務次官、局長、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、地方公共団体の会計管理者、教育委員など
	12	農林漁業従事者	独立して農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者	弁護士、公認会計士、開業医、助産師、建築士、あん摩マッサージ指圧師、僧侶、神職、画家、図案家、著述家、作曲家、行政書士、評論家、生花教授、コンサルタントなど
	7	法人経営者	法人組織（合名、合資、有限、株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員 なお、「3」、「4」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務又は監督事務に従事する者は含める。	議員、芸能人（歌手、俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など
世帯	8	自由業者	個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者 ただし、雇用されている者は除く。	年金生活者、失業者、住み込みの家事使用人（お手伝いなど）、住み込みの営業上の使用人、主婦など
	9	その他	「1」～「8」、「12」の分類に当てはまらない者	
	10	無職	職業のない者	
	11	家族従業者	家業に従事している者	

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。